

秦律における爵価と贖刑の制度

若 江 賢 三

はじめに

- 1 司空律に見られる「冗辺五歳」
- 2 秦律における爵価
- 3 爵価と贖刑制
- 4 丁隣者による隸臣妾の代替について
- 5 『二年律令』の具律に見られる贖刑制と秦律の贖刑制

むすび

はじめに

1985～6年の時点で筆者は秦律における贖刑制に関する論⁽¹⁾を発表した。1975年出土の『睡虎地秦墓竹簡』により、秦代の贖刑制度を追究することによって秦律の仕組みを解明しようとする試みであった。この時点では『張家山漢墓竹簡』⁽²⁾の出土報告はあっても、その内容についてはほとんど発表されていなかった。さらに贖刑制度を理解する鍵である「甲」や「盾」の具体的な銭額が確認されていない段階で、多くの推論を伴う論であったので、誤解もあり、修正しなければならない点が多くあったが、2010年代に公表され出版された『里耶秦簡』⁽³⁾に「貨三甲、為錢四千卅二」とある内容が紹介されるまで、長らく「甲」の額は不明のままであった。さらに翌年に編纂された『嶽麓書院藏秦

簡（貳）⁽⁴⁾によれば、「盾」の額が384銭で、「両」の額が576銭であることが判明した。そうすると、金1斤＝1万銭であることを前提とした漢初の贖刑制⁽⁵⁾についても秦律とは別の貨幣単位が用いられていたことになり、漢律から秦律を類推するという手法については、慎重に問い直されねばならない、ということが判明した。また、爵の価格についても秦と漢とではその額が同じではないという可能性も浮上したのである。

『張家山漢墓竹簡』中の『二年律令』151-2簡の捕律には

諸侯従り来たりて間を為す者一人を捕らふれば、爵一級を拝し、有た二万銭を贖ふ。当に爵を拝するべからざる者は級ごとに万銭を賜ふ。

とあり、漢代初期において敵国よりのスパイを捕らえた者に爵1級と2万銭とを給うとする規定があったのであるが、「爵を拝すべからざる者」すなわち一般庶民には爵1級につき1万銭を賜ったという事実が知られ、筆者が推定したように、爵1級が1万銭に相当するという事実が明らかとなった。この1万銭という額については、商鞅によって新たな爵制を制定された時点より『二年律令』が書写される漢代呂后期に至るまでの間に変動はなく、全く同じであったと見てよいのであろうか。

漢は秦の制度をある程度改変しながらも、大筋においてはこれを受け継いだ。しかしながら、両者において明らかな違いも見出し得るのである。例えば、秦律の中に見られる貨幣制において、「1両」という単位は576銭（＝3垂）であったが、漢においては 16両＝1斤＝1万銭 と制定されていたのである⁽⁶⁾。

なお、重量単位としては秦も漢も同じであったが、秦における金1斤の価格は1万銭ではなかった。詳しくは別稿⁽⁷⁾を用意しているが、秦における金1斤（250g）の価格は漢の「黄金方寸⁽⁸⁾」よりも7.52%だけ高い10,752銭であったと見られるのである。もともと両や斤は重量の単位であり、『史記集解』平準書に引用される臣瓚の注釈によれば、「一金」とされる額が秦と漢では異なっていた⁽⁹⁾。もし臣瓚の記す通りであったとするならば、爵においても、秦と漢とではその経済的価値を異にしていたということになるのである。

そこで本稿では、秦における爵の価格及び秦の贖刑制度を2014年時点での情

報に基づいて、可能な限り再検討し修正したいと考える。爵は刑罰制度と密接に関連しており、贖刑制度を把握するためには、その前提となる爵位を正確にふまえておく必要がある。司空律152簡には「冗辺五歳」の労役によって、自身の母または姉妹で隸妾と為っている者の刑を免ずることができるという規定があった。本稿では、まずはその規定が成立し得た背景について考察し、しかる後に『商君書』境内篇の記述から、秦律を制定した商鞅時の原点に遡って秦爵の経済的価値について考察し、さらには、秦律の倉律中に見られる丁隣者による隸臣妾の代替の仕組みについて考察し、その後で『張家山漢墓竹簡』の具律に見られる贖刑制からの類推によって、秦律における贖刑制の骨格を復元したいと考える。

1 司空律に見られる「冗辺五歳」

『睡虎地秦墓竹簡』秦律十八種152簡の司空律に

百姓有母及同姓為隸妾、非適罪毆、而欲為冗辺五歳、母賞興日、以免一人為庶人、許之。

とある。隸妾は筆者の考察によれば、4年の労役刑であった⁽¹⁰⁾。母親または姉妹で罪によって労役についている隸妾がいた場合、男子一人が「冗辺五歳」の労役をすることによって隸妾一人をあがなうことができるという規定であった。そこで問題となるのが、刑期4年であった（はずの）労役刑を5年間の辺境での労役（冗辺五歳）で代替することを可とした秦律の原理・原則がどのようになっていたのか、という問題であった。これを考察する際にポイントとなるのが、「興日を賞する勿く」という語の理解である。筆者は当初、代替期間中に発生する徭役義務については免除しない、という意であると解した。その故に、4年間の代替期間中には年間90日の徭役が4年分が義務として発生することになるので、それは360日すなわち1年分である、と解した⁽¹¹⁾。そこでこの1年分を、いわば内税として初めから代替の条件の中に組み込んだものが「冗辺五歳」である、と理解したのである。

これは解釈として一応は成り立つ（と考えた）のであるが、しかし、戦国期の秦において、冬期一杯にわたり、休日もなく90日に亘って民衆に徭役を強いたという理解は、やや現実性を逸脱してはいなかったであろうか。漢代文帝期に活躍した賈誼は、3日ほどであった周の徭役⁽¹²⁾を、秦は30倍にして民を酷使したと述べるのであるが、これは極端な過秦論であり、商鞅が秦律を制定した時点よりそのように苛酷であったと解するには無理がある。そこで本稿において「勿賞興日」について再考しておかねばならない。その冗辺五歳の間に発生する徭役義務については、これを別途埋め合わせさせることはしない、と解するのが素直であり、とするならば、152簡については別の解釈が要請されることになる。

そこで、以下にこの司空律を再検討して秦律の爵制との関連性を再確認し、これによってより正確な秦の爵の価格を求めたいと考える。

まず、秦律十八種138簡の司空律に

有罪以贖、及有責於公、以其令日問之。（中略）日居八錢、公食者、日居六錢。居官府公食者、男子參、女子駟。

とある。秦代において、1日の労働価値が8錢と見積もられていたことは確かである⁽¹³⁾。しかし、官府に居住して労役する者には食費としての2錢分が差し引かれ、1日当たりの労働による実収は6錢であったことになる。後に考察するように、国が罪人の労役刑の代替を認めるさい、必ずしも労働力の等価交換ということではなく、国の側にとっては決して損のない仕組みになっていた。上記の例でいえば、「日居八錢」というのは、本来食費がかかるのは折り込みずみで、一日の労働価が8錢と認められたいたと考えられる⁽¹⁴⁾。ところが、（おそらく秦律を制定した商鞅は）代替者の労働による価値は8錢より食費2錢分を差し引いた6錢分を1日の実質労働価と評価したのである。冗辺五歳の労役に就く者も、まさにこの「居官府公食者」であったことになる。その計算法によると、年間（360日）の実労働価は2,160錢でしかないが、5年（1,800日）では10,800錢となる。冗辺五歳という名称から推測すると、労役現場への移動日も含まれていたはずで、それを往復で8日間計上すると、労役日数（少なくとも

も名目上)は1,792日となる。これを「日居六錢」でその労働価を換算すると、5年の労役の総計額は10,752錢となるのである。この10,800錢乃至10,752錢という数値が実は重要な数値である⁽¹⁵⁾。何故ならば、次章に述べるように、これが秦代の爵の価格と直結すると見られるからである。

2 秦律における爵価

秦律の制定に当たって、同時に新たな爵制を制定したのは商鞅である。その爵が実際に民間で売買されたことを証する史料は、現在までのところは見られない。しかしながら、経済通でもあったであろう商鞅が、爵に対する官僚や民からの支持と信用とを取り付けてこの制度の効果を生み出した背後には、独創的な工夫と苦心とが伴ったであろうと察せられるのである。新たな爵制を敷くとしても、民衆がその賜爵を有り難たがってくれなければそれを定着させることは難しい。そこで彼が行ったのは爵1級につき、田1頃(=100畝)と宅地としての9畝とを支給する命を發したことである。両者を合計すると109畝となるが、この109畝の土地のもつ経済価値を以て爵の信用価格としたと考えられるのである。『商君書』境内に

能得甲首一、賜爵一級、益田一頃、宅九畝。

とある通りである。田の価格は漢代の居延漢簡等の出土史料によれば、田1頃につき1万錢というのが標準であったと見られ⁽¹⁶⁾、したがって、109畝の土地の経済的価値は10,900錢であったことになる。

そこで、戦国時代の中国にあって、10,900錢というのが、人口の大部分を占める農民にとってどの程度のものであったかを確認する。有名な『漢書』食貨志に取り上げられた魏の李悝による尽地力の教によれば、当時の標準的五口の農家で標準的な一頃(100歩=1畝制による)の田を耕作して年に得られる収穫高は150石であった⁽¹⁷⁾。これを1石30錢という標準価で換算すると、4,500錢となる。これが単純化した当時の農家の総収入であった。一方、秦においては240歩=1畝制が取られており、収穫率が同じと仮定して単純計算すると、

秦における農家の平均収穫高が360石、これを換算すると10,800銭となるのである。

商鞅はかつて魏にも仕えており、李悝とも面識があり、尽地力の教の内容も知っていたことも疑いない。その商鞅が土地や牛犁耕の技術等による有利な条件を勘案して、秦における税制の整備や秦律の体系化を図ったとするならば、この10,800銭という数値は確実に基礎的数値として彼の頭脳にはインプットされていた。そして、この額こそが、前述の「冗辺五歳」の労役による実質労働と等価に設定された額であったのである。これは偶然と考えるには余りにも見事な符合と言える。そして、これが爵とともに賜与される田と宅地の経済価値とはほぼ等しいのである。そこで、これらの数値の符合に必然性を読み取るとするならば、爵価と標準的農家の年間の総生産高とが等価とであったことになるのである。

なお、賜爵1級に伴う宅地の九畝というのはいささか広すぎて、不可解な数値である⁽¹⁸⁾。故に、伝写の過程で「八」を「九」とする誤りが生じたのではないかと筆者は以前より疑問を懐いていた。『二年律令』314-6簡の戸律には

宅之大方卅歩。徹侯百五宅、闕内侯九十五宅、(中略)上造二宅、公士一宅半宅、公卒・士五・庶人一宅、司寇・隱官半宅。

とある。上記のように、漢代には宅地として「方卅歩」すなわち900(平方)歩(=9畝)が1宅の面積と規定された。しかし、秦代もこれと同じであったという証拠はない。後述するように、秦代のキーナンバーは8であった。宅地としての「30歩×30歩」の概念は漢代のものであり、この漢代の概念によって、漢代の誰かが『商君書』に「宅八畝」とあったものを「宅九畝」と改めたのではないかと筆者は推測する。しかして、1頃の田と8畝の宅地を合計した108畝は土地の標準価格では10,800銭となるのである⁽¹⁹⁾。

以上の考察により、筆者は次のように理解する。すなわち、商鞅が爵制を含む刑制を作成するに際して、農民の所得を基準として爵価を定め、戦闘における斬首の功により与える爵を、10,800銭に設定し、爵に相当する土地を賜与す

ることによって経済的補償としたのであって、労役刑の刑期設定においても、必ずやこの基本原理が反映されていたはずである、と。

3 爵位と贖刑制

以上の考察を『睡虎地秦墓竹簡』および『張家山漢墓竹簡』にもとづいて検証しておきたい。

まず、労役刑を爵位によって贖い得るという規定は秦律十八種の軍爵律に見られる。軍爵律には

欲帰爵二級、以免親父母為隸臣妾者一人、及隸臣斬首為公士、謁婦公士而免故妻隸妾一人者、許之、免以為庶人。

爵二級を帰して以て親父母の隸臣妾と為れる者一人を免ずるを欲し、及び公士を帰して故妻の隸妾一人を免ずるをもとむるは、之を許し、免じて以て庶人と為す。

とある。上記では2つのケースを記している。まず第1は罪により隸臣妾の判決を受けた父または母のいずれか一人について、その息子が爵二級分を国家に返上することによって、その刑を免除して庶人に復帰させることを認める、という。次に後半の第2のケースは、自ら罪を犯して隸臣となっている者が応募して戦闘に参加し⁽²⁰⁾、敵の首を2級を斬った功績⁽²¹⁾によって公士となり、その公士を返上することによって元の隸妾となっていた妻（故妻）の刑を免ずることを認める、という内容である⁽²²⁾。

ここで問題となるのは、父または母を免ずるのに爵2級が要求されるにもかかわらず、故妻を免ずるのは公士という1級爵位によってそれを可能とする、という規定である。これについては次のように理解すべきであろう。『睡虎地秦墓竹簡』によれば、戦国期および統一時の秦（および初期の漢）では「親は子の為に（その罪を）隠し、子は親の為に隠す⁽²³⁾」というような儒教的家族倫理は浸透していなかったと見られる。しかし、「不孝」罪⁽²⁴⁾に見られるごとく、国家は親の立場を支持して「不孝」罪に触れた子を訴えて死刑にすることさえ

合法化していた。言い換えれば、子を親に従属せしめ得るという基本的な考え方があった。また、成人した子は親に対して彼らを扶養することが義務づけられてもいたのである。その裏付けとなる史料としては、漢代初期のものであるが、例えば奏讞書に

今廷史申（中略）議して曰く「（中略）律に曰く『不孝は棄市』と。生父有りて食せざること三日ならば、吏は且に何を以てか子を論ぜん」と。廷尉鞫等曰く「棄市に当す」と。

とあるように⁽²⁵⁾、父に食を与えるという義務を3日間放棄すれば、「不孝」罪として死刑となり得ると認識とされていたのである。そこで国家は、そうした観念を逆用したと考えられる。つまり、親を扶養するという子の側からの義務を強調し、父母が隸臣妾となっていれば一般の有爵者にとってはとてつもなく重い負担となる爵2級分を出させることを刑の免除の条件としたのである。爵があるにもかかわらず刑徒として服役する父母を贖わないということは、いわば「世間」が許さなかったのではなかろうか。なお、母親が隸妾となってその息子が爵を有しない士伍であったとすれば、その息子が「冗辺五歳」の労役によって母の刑を免ずることは可能であったはずである。一方、息子が上造以上の爵を有しておれば、その爵を返上することによって母を免ずることはできる。ここで、上造以上の有爵者であっても「冗辺五歳」の労役を選択することは可能であったかどうかについては検討の余地がある。「冗辺五歳」は苛酷な労役であると推測されるが故に、有爵者であれば（必ずしも経済的に等価でなくとも）、爵の返還の方が優先的に義務づけられていたと見る方が妥当ではなかろうか。この見解を裏返すならば、司空律の「冗辺五歳」の規定が、爵のない士伍（または1級爵である公士）を対象とするものであったという理解となるのである。

次に、公士を返上することによって隸妾たる故妻を免ずることができる、という規定は、爵1級で隸臣または隸妾を贖えるという原則があったことを物語る。国家の側から見ても、若い夫婦は文字通り国家の戦力を生み出す世代であるから、親に比べて贖うのをより容易にした、ということであろう。いずれに

しても、原則は爵1級が隸臣妾の刑期と等価であったと思われるのである。

ここで考慮しなければならない問題がある。筆者の考察によれば、城旦舂や隸臣妾を免ぜられたり刑期を終了した者は、その後ただちに士伍や庶人の身分に戻れるわけではなかった。すなわち刑を終えた者は司寇（肉刑を受けた者は隠官）として余生を過ごし、子の代になってはじめて士伍に復帰できたのである⁽²⁶⁾。こうした事情を考えると、上造以上の有爵者であれば、父母のためにそれを返上することによって司寇ではなく、士伍（または庶人）として社会に復帰できたのであろう。その故に、爵2級が要求されたのである、とすれば軍爵律はより合理的な解釈が可能となる。

次に、上に見てきた贖刑制との関連を通して、秦律に設定されていたはずの爵の価格について考察を進めたい。『睡虎地秦墓竹簡』には、罰金の額として甲および盾という単位が見られ、また、罪人を捕告した際に賞与として国家から与えられる両という単位があるが、その具体的な銭額は不明であった。しかし、2012年に公表された『嶽麓書院藏秦簡（貳）』によれば、1盾が384銭、1甲が1,344銭、1両が576銭であることが明らかとなった⁽²⁷⁾。就中その中軸となるのが甲であって、その基礎単位としては垂（192銭）があり、2垂が1盾、3垂が1両、7垂が1甲、そして10垂（1,920銭）が1馬甲であった。

そこで、1甲が1,344銭であったことの意味について追究してみたい。これまでの考察によれば、秦律の爵1級で隸臣妾のような4年刑が贖えるというのが原則であった。冗辺五歳を考察した場合と同じく1年を360日とすると、4年では1,440日となる。労役刑の原則と実際とを理解するためには、刑徒がこの間休日なしに働きずくめだったのかどうかについて考察する必要がある。今日の常識からすれば、労働の能率向上のためにも適度の休息は不可欠である。そうした常識は疑いなく秦代の為政者たちにも存在していた。秦律の原型を作り上げた商鞅の頭のなかにも、当然そうした常識はあったと見なければならない。そこで、刑徒に対して月2回程度の休日が設けられていたと仮定してみる。（月に2日であれば、例えば朔日と望日というように定めれば分かりやすいであろう。）月2日の休日であれば、年間12ヶ月中には24日、したがって4年の刑期

中には96日の休日があったことになり、4年(=1,440日)よりその休日を差し引いた実労働日は1,344日となる。この1,344という数値と1甲の銭額である1,344とが一致することになる。これも偶然でないとするならば、月2日の休日が存在したという筆者の仮説についても、より現実味が増してくるのではないだろうか。この1,344日の労働価が「日居八銭」で計算すると、計10,752銭となるのである。この額はまた、「日居六銭」で計算した前述の冗辺五歳の労働価10,800銭ともほぼ一致するのである⁽²⁸⁾。

上の考察は、数値上そのようになるということであるが、実際に、隸臣妾以外の労役刑徒も同じく月2日程度の休日は設けられていた、と見るのが自然ではなかろうか。ともかく秦律は計算し尽くされた原理原則に貫かれていたと察せられるのである。

私たちは、以上のような数値を頭に入れた上で、再度秦律の賞額や贖額について考察およびその検証の作業を進め行くこととする。秦律における賞額の単位が8の倍数になっていることは前述の通りであるが、そうすると、商鞅によって設定された爵の価格も、当然8の倍数になっていたと予測されるであろうし、さらに甲の倍数になっていた可能性が大である。1,344銭の倍数で漢代の爵価たる10,000銭に近い値を求めると、7甲が9,408銭、8甲が10,752銭となる。このうち10,752銭(8甲)こそが秦の爵価の第一の候補となる。秦律においては8と1,344とがキーナンバーであり、この両つのナンバーを掛け合わせて得られる10,752銭こそが爵の価格であったと見られるのである。この数値が冗辺五歳の10,800銭に非常に近いということは前述した通りである。

4 丁隣者による隸臣妾の代替について

秦律十八種61簡倉律には

隸臣妾欲以丁隣者二人贖、許之。其老当免老、小高五尺以下、及隸妾欲以丁隣者一人贖、許之。

とある。隸臣一人を二人の丁隣者が代替してかわりに隸臣となることによって免じ、隸妾は丁隣者一人が隸臣となることによって免じることが可能とする規定である。隸臣と隸妾とを比べて、必ずしもその労働価値が2対1と見積もられていたわけではなかろう。女性は家庭の中であって、子育て等の役割があるが故に、その代替を容易にしているものと理解できる。本条と前掲の冗辺五歳とを比較すると、本条の適用により、丁隣者一人が隸臣として代替することによって隸妾一人を免ずることを可能としたことが知られる。一方、司空律では2親等以内の身内という条件付きで、男子一人が冗辺五歳の労役に就くことによって隸妾一人を免ずることが可能であった。もし倉律も司空律も同じ一般人を対象とする規定であったとすれば、隸臣妾が4年刑であったという前提で考察すると、5年間の冗辺五歳の方が負担が重いことになる。とするならば、敢えて冗辺五歳による代替を求める者はいないであろう。そのようなことは有り得ないはずである。とするならば、司空律と倉律とは代替者の対象が別であったと見なければならぬのである。

そこで秦律の司空律全体を見てみるに、ここには債務労役（居貲贖責）の者に対する規定等も記されており、このことを考慮すると、司空律の対象は一般人への広がりをもつものであったと思量される。これに対して倉律には倉廩関係の規定が多く、隸臣妾や城旦舂等の刑徒に関する規定が多く記されている。そのことを踏まえて、次に、隸臣妾等の刑徒が代替によって刑を免除されたり、あるいは刑期を終了した場合にどうなるのかを考慮する必要がある。

筆者が前稿⁽²⁹⁾で考察したごとく、刑期を終了した元刑徒は直ちに士伍または庶人として元の社会に復帰できるのではなく、肉刑を受けていなければ司寇（肉刑を受けていれば隱官）という身分となったはずで、士伍に復帰できるの

は子の代になってからである。一方、司空律の冗辺五歳の代替労役に関する規定としては「勿賞興日」とあり、徭役義務を負う一般人を対象とするものであったことが確認される。これに対して倉律の場合は興日に関する叙述が見られない。一般人であれば、労役刑を代替するに当たって、その間にかかる興日については免れるけれども、その変わり、4年の刑期が5年の労役に延長されることになるのである。こういったことに関する記述がないということは、倉律にいう丁隣者は徭役義務のない身分であったことになり、それはすなわち司寇（または隠官）の身分の者であったのではないか。司寇は元刑徒であって、代替のための労役を終了した後もまたもとの身分に復帰するだけである。しかるに士伍の身分の者が代替のために隸臣となつたとすれば、その刑期を終了して元の士伍に復帰できない、ということになってしまうのである。とするならば、隸臣妾を代替することのできる丁隣者とは、元刑徒たる司寇（または隠官）であったことになるであろう。そして代替労役終了後には、司寇の身分に戻つたと見られるであろう。

このように、秦律においては倉律、司空律、軍爵律とにおいて、それぞれ刑の代替を認めているのであるが、それらは対象身分を異にする規定であり、倉律は司寇、司空律は爵のない一般人、軍爵律は有爵者の階層を対象とするものであった。そして、代替を認められる隸妾および隸臣の刑期は4年であり、この4年にわたる労役の労働価（日居8銭で計算）が爵1級の価格と等価となるよう設定されていたと見られるのである。

5 『二年律令』の具律に見られる贖刑制と秦律の贖刑制

『二年律令』119簡具律に漢初の贖刑の制を記して

贖死金二斤八兩、贖城旦舂・鬼薪白粲金一斤八兩、贖斬・府金一斤四兩、
贖劓黥、金一斤、贖耐、金十二兩、贖遷、金八兩。

とある。ここで留意しなければならないのは、斤や兩がそのまま金額を表現しているということである。ただし、「斤」という本来重量の単位であった語は、

純粹な重量単位ではなく、筆者の別稿⁽³⁰⁾での考察によれば、『漢書』食貨志にいう「黄金方寸」の量を指していたと思われる。そして、『史記』平準書の注釈として如淳が述べるように⁽³¹⁾、上記の一斤は1万銭を指すと見られるのである。『漢書』食貨志に

黄金方寸、而重一斤

とあるが、仮に純度100%の金があったとしてもその1立方寸は235gにしかならず、秦代以来の250gを1斤とした標準額⁽³²⁾とは6%もずれることになる。したがって食貨志にいう「一斤」というのは、重量の基準単位としての一斤ではなく、「方1寸」の金塊を指したことになる。つまり、その価格が1万銭であったのである。食貨志にいう1立方寸の金塊の重さは（比重が19.1強程度であったとみると⁽³³⁾）232gとなる。本来の重量としての一斤は250gであるが、これに比べれば8%程度軽いのである。この8%の誤差が秦と漢の貨幣制、ひいては爵制の分かれ目となるのである。

そこで、秦の贖刑制を考察する前に、漢初の贖刑制を概観すると、死刑に対して贖刑が認められれば金2斤8両（40両）の額を支払うことによって刑が免除される⁽³⁴⁾。次に6年刑である城旦舂または鬼薪白粲の贖刑が認められればその贖額は1金8両（24両）、斬および宮刑の贖刑が認められれば1斤4両（20両）となり、黥および劓の贖刑額は1斤（16両）、耐罪の贖額は12両であった。

ここで刑期と贖額との関連について確認しておく。第1章で考察したごとく、秦律における隸妾の刑期が4年であったことを前提として、この労役を「冗辺五歳」で代替することが可能であった。隸妾が4年刑であれば、対応する男徒の刑名である隸臣も4年刑であったことも認められるであろう。秦律における隸臣妾が4年刑であったとすれば、漢律における隸臣妾も刑期4年であったのも当然である。秦律と漢律とでは、刑罰の構造そのものにはさほどの変化がなかったと見られるからである。

次に、耐罪としての隸臣妾の刑期について確認する。秦漢律にいう耐罪には、耐隸臣妾の他にも耐司寇、耐鬼薪白粲があった。その刑期は同じと考えられる。これを贖う贖耐の額は具律においては12両、すなわち1斤の4分の3であった。

漢代の12両という額について検討すると、「日居八銭」という労働の基準価が漢初にも襲用されたと見て⁽³⁵⁾ 1日の労働賃銭が8銭であるとする、年間360日労働として、その総額は2,880銭となる。しかしながら、休日なしで労働を続けることは有り得ないであろうから、仮に5日ごとに1日の休日を取るものと考え、年間300日の労働総額は約2,500銭となる。これが漢代の4両に相当する⁽³⁶⁾。したがって、4年の労働価が16両=1斤であったことになる。よって12両は3年の労働価に相当し、これが贖耐の額と一致するのである。

上の考察から、耐罪をあがなう贖耐の額は4両の3倍の12両であり、3年分の労働価に相当するのであるが、この3年が漢代における耐罪の刑期であったと推定される。つまり、耐罪を犯してその贖刑が認められたとすれば、12両(7,500銭)を国家に支払えば刑は免除されるが、これを労働によって支払わなければならない一般庶民は3年の労働によってそれが可能となる。本来、官府で労働するならば、冗辺五歳の場合と同じく食費として日に2銭分を差し引かれるはずであるが、贖刑が認められる条件を満たせば、(刑の代替ではなく)それが控除されて「日居八銭」の原則が適用されたと思われる。このように見るならば、耐罪そのものが3年刑であったことを推測せしむるのである。因みに6年刑であったと推定される城旦舂(および鬼薪白粲)を贖う贖額は、12両の2倍に相当する1斤8両であった。

上記のように、漢初の耐罪が3年であったとするならば、秦律においても耐隸臣妾が3年刑であったと理解され、他の耐罪も同じであったが故に贖耐の額は一定であったと思われる。ただし、秦律における贖額の単位となるものは、盾にしろ両にしろ甲にしろ、垂(192銭)の倍数であったのであり、最低限8の倍数でなければならないはずである。しかるに7,500銭は8で割り切れる数字ではない。よって秦律における贖耐の額は7,500銭ではなかったことが知られるのである。秦律における贖耐の額については後に述べることとする。

次に、完城旦舂の刑期についてであるが、文帝の刑法改革(前167年)の内容を記した『漢書』刑法志には

前例之刑城旦舂、歳而非禁錮者、如完為城旦舂、歳数以免。

とある。刑城旦舂とは秦律及び文帝期以前の漢律に存在し、黥城旦舂と完城旦舂の中間にあった刑名であり、6年刑であったと推定される⁽³⁷⁾。旧刑法において刑城旦舂と宣告され服役している者については、禁錮の者⁽³⁸⁾を例外として、そうでなければ完為城旦舂と同じくして、(2年の)歳数は免除せよ。と述べている。旧刑法で6年刑であって服役中の者については、完城旦舂と同じに扱ひ、刑期の歳数を免ずる、というのである。「完城旦舂に如し」という表現からは、完城旦舂が改革時以前より4年刑であり、これを引き続き4年刑として存続させ、(これまで6年刑であった)「刑城旦舂」を廃止して完城旦舂に統一(吸収)することを述べている。

なお、旧刑法に存在する黥城旦舂を廃止する為に改革の時点で新たに設けられたのが「髡鉗城旦舂」であり⁽³⁹⁾、5年刑として設定された。刑城旦舂は黥城旦舂よりも1等軽い刑であったから、刑期は5年よりも短く設定し直されることは当然であり、それは4年であったと解するのが妥当である。つまり完城旦舂と同じ刑期であり、刑城旦はこの刑名に吸収されたのである。

以上の考察から、完城旦舂は漢初の律(『二年律令』以前の律)においても4年刑であったことが認められ、秦律においても同じく4年刑であったことが確認されるであろう。とすると、第1章で考察した隸臣妾と同じ刑期であったことになる。完城旦舂が4年刑であれば、同じく4年刑であった隸臣妾も正式には完隸臣妾と称されたと思われる⁽⁴⁰⁾が、一般に隸臣妾とはこの刑徒を指した。城旦舂は4年刑の場合のみ完城旦舂と称せられたのには理由がある。それは、刑城旦舂が略称として城旦舂となる場合があったために、これと区別する必要があったのである⁽⁴¹⁾。

さて、完刑が4年刑であったとすれば、これを贖うための額は3年刑である耐罪(12両)の3分の4倍、すなわち16両=1斤であったはずである。これは贖黥の額と同じである。その故に「贖完」という語は用いられることなく、専ら「贖黥」が用いられた⁽⁴²⁾。

以上のように見てくると、贖城旦舂、贖鬼薪白粲が1斤8両であったことから、城旦舂、鬼薪白粲、共に6年刑であったことも容易に理解されるであろう。

なお、前述のように、この城旦舂は正式には刑城旦舂であり、鬼薪白粲も6年刑のものは刑鬼薪白粲であったはずである。また、同じく4年刑の完刑と3年刑の耐罪も存在したと思われる⁽⁴³⁾。初期漢律の刑期は秦律を襲っていた。

次に、前節までに考察したように、秦律においては、1級爵に相当する4年刑を贖うのは一般人であれば冗辺五歳で、有爵者であれば爵1級（または2級）で可能とするのが原則であったが、これを金銭で贖うことが認められれば、その額は10,752銭、すなわち8甲であった。では、贖耐の額はどうかであったのかを次に考察する。

漢代では贖耐の額が12両であったことを考慮すると、秦では（漢の「1斤」が4年刑の贖額＝8甲に相当するから）8甲の4分の3であったと推測される。したがってそれは6甲であり、秦の単位でいえば14両であったことになる（漢では12両）。このことから、秦と漢では両の額が異なる用いられ方をしてきたことが確認されるのである。

次に、秦における贖城旦舂の額であるが、漢で1斤8両（15,000銭）であったから、秦では8甲の1.5倍の12甲であり、また、黥城旦舂については、漢では贖城旦舂と贖黥の額を併せた25,000銭であり、結果的に贖死の額と等しく、秦ではこれが20甲＝14馬甲であったと推定されるのである。これは贖死の額と同じであるが、そのことは秦漢通じて同じ原則であったと思われる。

以上の考察結果を、秦と漢との違いが明瞭になるように贖刑の銭額を表にまとめると、以下のごとくである。

表 秦漢の贖額の比較

贖額	漢律（銭）		秦律（銭）	
贖耐	12 両	7,500	6 甲 = 14 両	8,064
贖黥（＝贖完）	1 斤	10,000	8 甲 = 爵 1 級	10,752
贖城旦舂＝贖鬼薪白粲	1 斤 8 両	15,000	12 甲	16,128
黥城旦舂（＝贖死）	2 斤 8 両	25,000	20 甲 = 14 馬甲	26,880

むすび

本稿での考察をまとめると、以下のことくである。

まず、秦律においては4年刑であった隸臣妾を身内の者の爵1級で贖うことを可能とし、爵のない者は「冗辺五歳」の労役によって代替を可とした。「冗辺五歳」とは辺境に赴いて5年の労役をすることによって身内（母または姉妹）の隸妾の労役免除せしめたものであるが、身代わりの労役は食費を差し引いて1日当たり6銭が日当とされた。1年を360日として5年だと1800日となり、この間、仮に無休で労働すればその額が10,800銭となる。実際には労役の現場までの往復の日数もあるであろうし、月に2日程度の休息日は存在したと考えられるのであるが、ともかく、「日居六銭」で5年間労役をすれば、それが爵1級と等価の労働量となり、10,800銭と概算されていたと考えられるのである。

秦の諸制度を創設し定めたのは、前4世紀の商鞅であった。刑制と貨幣制とは元より密接な関係があり、贖刑制や罰金の制を定めたのも彼であったことは疑いない。その際に、罰金額や贖刑の銭額も定められたはずで、『嶽麓書院藏秦簡』によれば、その単位となる盾や両や甲はすべて8の倍数であった。つまり、受刑者が罰額を現金で支払えない場合に「日居八銭」の労役によって支払うことを可能とする額であった。『商君書』境内篇によれば、商鞅は爵制を定めるに当たって、爵1級につき田1頃（100畝）と宅地9畝を与えたとある。しかしながら、何故9畝の宅であったのかということは古来不明であり⁽⁴⁴⁾、説明がつかないというのが現実である。筆者はそれについて以前より疑問を懐いており、境内篇にいう「九畝」は「八畝」の誤り伝えられたものであると考えた。土地の標準貨格1頃1万銭という漢代の標準貨を適用すれば、1頃と8畝とを合計した108畝の土地の標準価は10,800銭となり、これは本稿に述べた「冗辺五歳」の労役の評価額とも一致し、隸妾1人を贖うことを可能とする爵1級分の価格と等価である。

これらは偶然の一致とするにはあまりにも奇跡的な符合と言わねばならない。しかもこれは商鞅の活躍した時期より数十年前の魏において李悝が文侯に

説いた「尽地力之教」の農民の所得とも符合するのである⁽⁴⁵⁾。すなわち100歩 = 1 畝制を取っていた魏における100畝 = 1 頃土地からの穀物生産高が150石 (= 4,500銭) であったのに対して、240歩 = 1 畝制を取っていた秦の標準農家の1 頃田からの生産量はその2.4倍となり、360石 (= 10,800銭) となる。この数値も前述の額とピタリと一致するのである。

以上の検討から、秦律における爵1 級の設定価格が概数で10,800銭、より正確には10,752銭 (= 8 甲) であったことの支持が得られるのではなからうか。

注

- 1) 拙稿「秦律における贖刑制度——秦律の体系的把握への試論——(上・下)」『愛媛大学法文学部論集文学科編』第18・19号、1985・6年を参照。
- 2) 1983年から翌年にかけて湖北省江陵県張家山より出土し、写真版つきでその全貌が公表されたのは2001年『張家山[二四七号]漢墓竹簡』(文物出版社)としてであった。
- 3) 2000年に出土し、2010年に『里耶秦簡(壹)』(文物出版社)として発表された。
- 4) 2011年に編纂され、2012年に『嶽麓書院藏秦簡(貳)』(文物出版社)として刊行された。
- 5) 『二年律令』119簡の具律に「贖死金二斤八兩、贖城旦舂・鬼薪白粲金一斤八兩、贖斬・府金一斤四兩、贖劓黥金一斤、贖耐金十二兩、贖遷金八兩」と記されてある。
- 6) 拙稿「秦律における盗罪とその量刑——ことに盾・兩・甲の銭額について——」『人文学論叢』(愛媛大学人文学会)第15号、2013年を参照。
- 7) 近く発表予定の拙稿『『漢書』食貨志の「黄金方寸、而重一斤」について——「黄金一斤、直万銭」——との関連』を参照。
- 8) 「黄金方寸」つまり純度100%に近い比重19.1程度の1 立法寸の金の重量は232 g 弱であり、秦および漢ではこれを1 万銭とした。もしこれと同純度の一斤 (= 250 g) の金塊があればその価格は10,800銭に近くなる。より正確な数値を求めると、秦の経済的価格の単位甲が1,344銭であったことから、その8倍である10,752銭が金1 斤 = 250 g の価格であったと見られるのである。前注の拙稿を参照。
- 9) 『史記索隱』の平準書に引用される臣瓚の注に「秦以一鎰為一斤、漢以一斤為一金」とあるように、秦の1 金 (= 10,752銭) と漢の1 金 (= 1 万銭) との間に微妙な違いがあった。実は1 鎰の重量が250 g で、食貨志にいう漢の「一斤」は前注の「黄金方寸 (= 232 g 弱)」であった。詳しくは注7拙稿を参照。
- 10) 拙稿「秦漢時代の「完」刑について——漢書刑法志解説への一試論——」『愛媛大学法文学部論集文学科編』第13号、1980年、および「秦律における隸臣妾の特質とその刑期」『古代文化』(古代学協会、京都)第49巻第6号、1997年を参照。ただし、『嶽麓書院藏秦簡』等の公表により、上記拙稿にはいくつかの修正すべきところが生じた

秦律における爵価と贖刑の制度

が、基本的に隸臣妾が4年刑であったことは動かない。司寇に完刑があったという見解は誤りであるが、鬼薪白粲にも4年刑たる完刑は存在したと見られる。

- 11) 「秦律における贖刑制度(上)——秦律の体系的把握への試論——」『愛媛大学法文学部論集文学部編』第18号、1985年を参照。
- 12) 春秋時代に編まれたと見られる『孔子家語』に周代の徭役が3日であったことが記されている。
- 13) 秦律十八種153簡司空律に「遷を贖はんと欲すれば日々八錢」とあり、一日8錢で計算して遷の日数分官に支払うことによって、これを購うことを認めていた。
- 14) 前漢末に女徒に対し功直錢を月に300錢分支払うことによって実労役を免除するという詔が出された。月に300錢を日に換算すると10錢となる。筆者は秦代および漢初に日に8錢であった労働価が前漢末には10錢に値上がりしていたと解し、その原因を穀価の上昇にあると考察した。ところが、別の見解もあり得る。すなわち労働価は前漢末も同じく1日8錢であったが、食費の2錢分を女徒の負担としたために、8錢+2錢で10錢となったという見解である。しかし、前掲の司空律153簡に「遷を贖はんと欲すれば日々八錢」とあることを勘案すると、戦国期から前漢末の時期にかけて、労働価そのものが8錢から10錢へと上昇していたと見る方が妥当と思われる。後漢の延平俸給例の半錢半穀制が米価71錢強を前提とするものであったことと併せ考えると、前漢後期より後漢末に至るまで、日常的穀価が徐々に上昇していた、と見る筆者の見解は今も有効であろうと思っている。漢代では、8錢-2錢=6錢を労働による国家の収益という発想ではなく、食費は必要経費として別途官府の予算として計上されていたと見るべきであろう。拙稿「漢代の穀価」『東洋哲学研究所紀要』第1号、1985年、および注44を参照。
- 15) 『居延漢簡』中の礼忠および徐宗の資産を記した簡によれば、漢代半ばの時点でも田の価格は1頃につき1万錢が標準価であることが知られている。
- 16) 爵価との関連においてさらに微細な数値にこだわるなら、以下のような計算も成り立つであろう。すなわち元辺五歳内の8日間を現場への移動に当ててこの8日間は労働しないとすれば、元辺五歳で労役に従事する日労働日数は1,292日となる。これを「日居六錢」で労働実収額に換算すると、10,752錢となる。これが序章に述べた秦における「金一斤」の価格と一致することになるのである(閏月とか休日の問題はとりあえず考慮の外におく)。このような数値の符号は現実上の問題であり、偶然と理解するよりも、秦律制定の際に原理原則論を重視する中でこのような仕組みが定められた、と見るのが妥当ではなかろうか。
- 17) 『漢書』食貨志には「今一夫挾五口、治田百畝。歲収畝一石半、為粟百五十石。除十一稅十五石、余百三十五石。食人月一石半、五人終歲、為粟九十石。余有四十五石。石三十、為錢千三百五十。除社閭嘗新春秋之祀、用錢三百、余千五十。衣、人率用錢三百、五人終歲、千五百、不足四百五十。」とある。
- 18) 『孟子』等の戦国時代の史料には「五畝之宅」が見られ、庶民の宅地面積としてはこれで充分と思われるが、さらに秦で240歩=1畝制が取られたことを思えば、「九畝」

の宅はあまりにも大きすぎる。1970年代に出土した青川木牘によれば、8歩×30歩が1畝を形成し、この制は商鞅の活動した時期以来のものであったということが認められた。また、後述するように、8が秦律におけるキーンパーであったことを考慮すると、爵に付加される宅地の面積も8で割り切れる数であったはずである。しかし9畝は8で割れない数である。よって「宅九畝」は「宅八畝」であったものが誤写され伝えられたものと筆者は理解する。もしそうだとすれば、まさに爵1級の価格と田108畝とを等価として設定した商鞅の意図が読み取れることになるであろう。なお、開墾され得る土地には限界があるために、爵制が定着した時点で賜爵に伴う田宅の賜与の制はある程度使命を終えることになったであろうが、爵そのものの価値が定着すると、これが売買の対象ともなったと推測されるのである。

- 19) 漢代の田の標準価100畝で1万銭であったことは居延漢簡の礼忠簡および徐宗簡等で知られる通りであるが、秦と漢とは基本的に穀価も変わりなく、経済的条件は同じであったので田価にも変わりはなかったと見られる。
- 20) 隸臣が誇り高い兵士たちに混って戦闘に参加するには種々の困難が伴うであろうが、腕力を含む能力によほど長けた者のみが選抜されて兵士となり得たと思われる。
- 21) 原則通りなら、斬首の功績によって自らが士伍の身分に戻り、2つめの斬首によって公士の爵を得ることになる。ただし、公士の爵では父母の刑を免ずるには不足であった。
- 22) このケースを考えると、ほぼ同時期に夫と妻がそれぞれ隸臣妾に相当する罪を犯して服役していたか、あるいは父親が完城旦以上の罪を犯して、その縁坐によって息子とその妻の身が没収されてそれぞれ隸臣および隸妾となったケース等が有り得たであろう。完城旦春以上の刑を受けた者については、原則として身内等の代替による刑の免除は認められなかったようである。
- 23) 『論語』子路篇に葉公に対する孔子の言葉として「父為子隱、子為父隱」とある。
- 24) 「不孝」罪については拙稿「秦漢律における「不孝」罪」『東洋史研究』（東洋史研究会、京都）第55巻第2号、1996年を参照。
- 25) 奏讞書21。ここに記されたケースは漢代初期のものではあるが、その時点でもまだ儒教は浸透していなかった。拙稿「『張家山漢墓竹簡』奏讞書の和姦事件に関する法の適用——公士の贖耐について——」『社会文化史学』第53号、2010年を参照。
- 26) 拙稿「秦漢律の司寇について——刑と身分——」『愛媛大学法文学部論集人文科学編』第27号、2009年を参照。
- 27) 注6の拙稿を参照。
- 28) 注14を参照。ここに考察したごとく、労役する現地までの往復8日間の日当を「日居六銭」と見積もるならば、10,752銭と48銭とを合計した額10,800銭とピタリと一致するのである。
- 29) 注6の拙稿を参照。
- 30) 近く発表予定の拙稿「『漢書』食貨志の「黄金方寸、而重一斤」について——「黄金一斤、直万銭」——との関連」を参照。

- 31) 「時以銭為貨、黄金一斤、直万銭。」とある。
- 32) 『中国度量衡図集』文物出版社、1981年刊。これによれば、秦における1石の鍾は250gであり、誤差があってもほぼ1%までに収まった。
- 33) 拙稿「幻の重量単位「鎰」について」(愛媛大学「資料学」研究会編『資料学の方法を探る(12)』2013年)を参照。
- 34) 衡山王賜の伝によれば、呂后期以後の武帝期においても二斤八両で死刑を贖する事例が見られた。
- 35) 秦代と漢初の物価を比べると、穀価がともに1石あたり30銭であり、物価に変動がなければ労働賃金においても変化はなかったと見るべきであろう。
- 36) 16両 = 1斤 = 10,000銭というのが漢代の価格であった。
- 37) 筆者の復元による『二年律令』127簡の告律には、「告不審及有罪先自告、各減其罪一等。死罪黥為城旦舂、黥為城旦舂罪、刑為城旦舂、刑為城旦舂罪、完為城旦舂、完為城旦舂罪(以下闕)」とある。拙稿「秦律及び初期漢律における『刑城旦舂』について」『愛媛大学法文額論集人文学科編』第35号、2013年を参照。
- 38) 禁錮については拙稿「古代中国における禁錮」平成二年度科学研究費補助金総合研究(A)研究成果報告書『中国史における正当と異端(二)』(代表、安藤正士)1991年を参照。
- 39) 拙稿「文帝による肉刑除去の改革——髡刑及び完刑をめぐる——」『東洋学術研究』(東洋哲学研究所)第17巻第6号、1978年を参照。
- 40) 法律答問174簡に「女子為隸臣妻、有子焉。今隸臣死、女子北(出)其子、以為非隸臣子毆。問、女子論可毆。或黥顔頰為隸妾、或曰完、完之当毆。」とある。
- 41) 文帝の改革後は刑城旦舂が完城旦舂に吸収されたために、文帝期以降では「城旦舂」が即完城旦舂を指すことになったので、「完」がしばしば省略されるようになったのである。
- 42) 秦律にいう贖黥の銭額は漢(二年律令)では1万銭であるが、秦では爵価と同じ10,752銭(8甲)であったと思われる。同様に贖耐は漢では7,500銭であったが、秦では爵1級の4分の3に当たる6甲(8,064銭)であった。
- 43) 『二年律令』では鬼薪白粲はしばしば城旦舂と対になって記されており、6年刑の本刑と4年刑の完刑とがあり、また、耐鬼薪白粲は耐隸臣妾や耐司寇と同じく3年刑であったと見られる。拙著『秦漢律と文帝の刑法改革の研究』(2014年、予定)の第一部第九章「秦漢時代の鬼薪白粲」を参照されたい。
- 44) 平中芥次氏が1951年発表の「秦代土地制度の一考察」(『立命館文学』第79号、後に『中国古代の田制と税法』(東洋史研究会、1967年)に再録)において「九畝は五敏の誤りか」として以来、これが踏襲されている。
- 45) 注17を参照。